

令和 6 年
第 2 回八雲町議会定例会
議 題

開会 令和 6 年 6 月 5 日
閉会 令和 6 年 6 月 日

八 雲 町

令和6年第2回八雲町議会定例会議件一覧

区 分	番 号	件 名	結 果
議 案	1	八雲町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	
議 案	2	八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
議 案	3	八雲町熊石地域移住体験施設等の設置及び管理に関する条例	
議 案	4	工事請負契約の締結について	
議 案	5	工事請負契約の締結について	
議 案	6	財産の取得について	
議 案	7	財産の取得について	
議 案	8	財産の取得について	
議 案	9	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について	
議 案	10	辺地に係る総合整備計画の変更について	
議 案	11	八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について	
議 案	12	令和6年度八雲町一般会計補正予算（第3号）	
議 案	13	令和6年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議 案	14	令和6年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	
議 案	15	令和6年度八雲町熊石地域簡易水道事業会計補正予算（第1号）	
議 案	16	令和6年度八雲町下水道事業会計補正予算（第1号）	

議案第 1 号

八雲町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

八雲町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年八雲町条例第35号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略</p> <p>(個人番号の利用範囲) 第4条</p> <p>町長又は教育委員会は、<u>番号法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 <u>(6) 特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>(7) 利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲) 第4条 <u>番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。</u> <u>2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u> <u>3 町長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有する</u></p>

個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。

2 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

ものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 町長	八雲町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成17年八雲町条例第62号）の規定による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	八雲町子ども医療費の助成に関する条例（平成17年八雲町条例第71号）の規定による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	八雲町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成に關す	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に關する法律に基づく

	る事務であって規則で定めるもの	条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 町長	八雲町子ども医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。		

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月5日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 2 号

八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八雲町条例第19号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20</u>人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30</u>人につき1人</p> <p>3 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15</u>人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25</u>人につき1人</p> <p>3 略</p>
<p>(職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20</u>人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30</u>人につき1人</p> <p>3 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15</u>人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25</u>人につき1人</p> <p>3 略</p>

<p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>	<p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、この条例による改正後の八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関

する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、新条例第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、新条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。

- 3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育事業者（B型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、同項の規定による読替え前の新条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。

令和6年6月5日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 3 号

八雲町熊石地域移住体験施設等の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、八雲町熊石地域移住体験施設及び異世代シェアハウス（以下「移住体験施設等」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 八雲町熊石地域（以下「熊石地域」という。）において、移住の推進及び関係人口の拡大による地域の活性化を図るため、日常生活体験及び就業体験の機会を提供する「移住体験施設」並びに高齢者の一人暮らしの不安等を解消する「異世代シェアハウス」を設置する。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住体験施設 移住・多拠点生活を希望する者が、熊石地域での生活・就業体験などに使用する施設をいう。
- (2) 多拠点生活 2拠点以上の住居地を確保し、定期的に行き来しながら生活することをいう。
- (3) サテライトオフィス 事業所又は団体の本拠地から離れた場所に設置された事務所をいう。
- (4) 異世代シェアハウス 高齢者及び若者が互いに自立した生活を送ることを前提に、日常的な手助けや交流を行いながら同居する施設をいう。

(名称及び位置)

第4条 移住体験施設等の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(使用の範囲)

第5条 移住体験施設等を使用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 町外に住所を有する者
- (2) 移住・多拠点生活を希望する者（その者と現に同居し、又は同居しようとする者を含む。）又は町外に本拠地を置く事業者若しくは団体であって、熊石地域においてサテライトオフィス等の開設を検討している者
- (3) 移住体験施設等の使用料を支払う能力を有する者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

2 異世代シェアハウスについては、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、町内に住所を有し、自立して生活できる者であれば使用することができるものとする。
(使用の許可)

第6条 移住体験施設等を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

2 町長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。
(使用許可の取消し等)

第7条 町長は、前条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可の取消し、使用の制限又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例又は条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 施設又は設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) 他の使用者との和を乱すおそれがあると認められるとき。
- (6) その他移住体験施設等の管理運営に支障があると認められるとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。
(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
(使用の期間)

第9条 移住体験施設等の使用期間は、別表第2のとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用料)

第10条 移住体験施設等の使用料は、別表第3のとおりとする。

2 使用者は、使用を開始する日までに使用料を納付しなければならない。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。

3 使用料には電気料、灯油、ガス代、上下水道料金及び放送受信料を含むものとする。ただし、飲食費、寝具類その他日常生活に係る消耗品並びに移住体験施設等に備え付け以外の機器及び備品に要する費用は、使用者の負担とする。

(使用料の減免)

第11条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償の義務)

第12条 使用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長は、特別の理由があると認めるときは、これを免除し、又はその額を減額することができる。

(模様替え等の制限)

第13条 使用者は、移住体験施設等を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復が容易である場合であって、町長の承認を得たときは、この限りでない。
(明渡し)

第14条 使用者が、移住体験施設等の明渡しをするときは、明け渡し日を事前に町長に届け出て検査を受けなければならない。

2 前条の規定により移住体験施設等を原状回復する場合、その費用は使用者が負担しなければならない。

(立入検査)

第15条 町長は、移住体験施設等の管理上必要があるときは、あらかじめ使用者の承諾を得て移住体験施設等を検査し、又は使用者に対し適切な指示をすることができる。

(指定管理による管理)

第16条 移住体験施設等の管理及び運営は、法第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第17条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 移住体験施設等の利用の許可及び制限に関すること。
- (2) 移住体験施設等の利用の許可の取消し等に関する業務
- (3) 移住体験施設等の原状回復に関する業務
- (4) 移住体験施設等の利用に係る料金の収受に関する業務
- (5) 移住体験施設等の維持管理に関する業務

2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条から第15条まで(見出しを含む。)の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第18条 利用料金は、第10条に規定する使用料の額を超えないものとし、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

2 町長は、法第244条の2第8項の規定に基づき、施設の利用料金を指定管理者の収入として収受させることができるものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

名称	位置	備考
移住体験施設くまこう館	八雲町熊石鮎川町103番地5	4戸（1階2戸、2階2戸）
移住体験施設あゆかわ館	八雲町熊石鮎川町97番地3	建物1階の居室9部屋及び共有部分交流スペース
異世代シェアハウス	八雲町熊石鮎川町97番地3	建物2階の居室20部屋及び共有部分

別表第2（第9条関係）

名称	使用期間
移住体験施設くまこう館	使用開始日から起算して1週間以上1年以内
移住体験施設あゆかわ館	使用開始日から起算して1週間以上1年以内、交流スペースは1日以上
異世代シェアハウス	使用開始日から起算して1か月以上1年以内

別表第3（第10条関係）

区分	戸数等	使用期間	使用料
移住体験施設くまこう館	4戸	1週間（5月から10月）	22,000円
		1週間（11月から4月）	25,000円
移住体験施設あゆかわ館 （1部屋及び共有部分当たり）	9室	1週間（通年）	84,000円
移住体験施設あゆかわ館 交流スペース	1室	1日（通年）	10,000円
異世代シェアハウス （1部屋及び共有部分当たり）	20室	1か月（通年）	68,000円

令和6年6月5日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 4 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 の 種 類 関内地区地域会館新築工事（建築主体）
- 2 契 約 の 方 法 地域限定型一般競争入札
- 3 契 約 の 金 額 108,878,000 円
- 4 契 約 の 相 手 方 高橋・熊谷特定建設工事共同企業体
代表者
二海郡八雲町住初町 117 番地
高橋組土建 株式会社
代表取締役 高 橋 米 子
- 5 工事代金の支払方法 契約の定めるところによる。
- 6 契約の締結の時期 令和 6 年 6 月中

令和 6 年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 5 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 の 種 類 小中学校冷房設備設置工事（八雲小学校）
- 2 契 約 の 方 法 地域限定型一般競争入札
- 3 契 約 の 金 額 80,850,000 円
- 4 契 約 の 相 手 方 北栄・三河特定建設工事共同企業体
代表者
二海郡八雲町栄町 1 番地の 28
株式会社 北栄電気工業
代表取締役 鍵 谷 順 一
- 5 工事代金の支払方法 契約の定めるところによる。
- 6 契約の締結の時期 令和 6 年 6 月中

令和 6 年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 6 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

- 1 財産の種類及び数量 除雪ダンプトラック（10 t級） 1台
- 2 取得の方法 契約の定めるところによる。
- 3 取得の金額 45,485,000円
- 4 取得の相手方 北斗市清水川142番地の5
北海道いすゞ自動車株式会社函館支店
支店長 吉田博志

令和6年6月5日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 7 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

- 1 財産の種類及び数量 業務用パソコン 一式
- 2 取得の方法 契約の定めるところによる。
- 3 取得の金額 29,936,500 円
- 4 取得の相手方 二海郡八雲町富士見町8
みかげ
紺野和徳

令和6年6月5日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 8 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

- 1 財産の種類及び数量 小中学校校務用パソコン 158 台
- 2 取得の方法 契約の定めるところによる。
- 3 取得の金額 11,783,640 円
- 4 取得の相手方 二海郡八雲町富士見町 8
みかげ
紺野和徳

令和 6 年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 9 号

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

北海道後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 3 月 1 日市町村第 1969 号指令）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。

第 19 条第 2 項中「別表第 2」を「別表」に改める。

別表第 1（第 4 条関係）を削り、別表第 2（第 19 条関係）を別表とする。

附 則

- 1 この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第 10 号

辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、熊石相沼、熊石関内及び山崎辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙により変更する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

別紙

変更 (計画期間 令和2年度から令和6年度まで)

(単位：千円)

辺地名 (辺地度 点数)	施設名	事業費	財 源 内 訳				
			国 庫 支出金	道支出金	辺地債	その他	一般財源
熊 石 相 沼 (171点)	経営近代化施設 (中山間地域総合 整備)	12,150			12,100		50
	経営近代化施設 (農地耕作条件改 善)	(80,300) 36,530	(0) 20,091	(55,406) 5,114	(16,700) 7,600		(8,194) 3,725
	消防施設 (耐震性貯水槽整 備)	10,989	2,743		8,200		46
	消防施設 (消防格納庫整備)	34,801			34,700		101
	道路 (中の橋長寿命化)	82,425	50,773		31,600		52
	道路 (冷水橋長寿命化)	27,652	16,879		10,700		73
	集会施設 (地域会館新築)	214,060			213,900		160
	集会施設 (熊石総合センタ ー整備)	169,518			169,400		118
	下水道 (熊石浄化センタ ー整備)	330,800	239,900		74,300		16,600
	計	(962,695) 918,925	(310,295) 330,386	(55,406) 5,114	(571,600) 562,500		(25,394) 20,925

変更 (計画期間 令和2年度から令和6年度まで)

(単位：千円)

辺地名 (辺地度 点数)	施設名	事業費	財 源 内 訳				
			国 庫 支出金	道支出金	辺地債	その他	一般財源
熊 石 関 内 (125 点)	道路 (関内橋長寿命化)	30,500	18,788		11,700		12
	道路 (はしごの沢橋長寿命化)	13,000	8,008		4,900		92
	集会施設 (地域会館新築)	(259,627) 118,157			(251,500) 115,900		(8,127) 2,257
	消防施設 (消防格納庫整備)	(40,451) 33,004			(40,300) 32,900		(151) 104
	計	(343,578) 194,661		26,796		(308,400) 165,400	

変更 (計画期間 令和4年度から令和8年度まで)

(単位：千円)

辺地名 (辺地度 点数)	施設名	事業費	財 源 内 訳				
			国 庫 支出金	道支出金	辺地債	その他	一般財源
上八雲 (188 点)	道路 (上八雲1号橋長寿命化)	(74,860) 31,200	(45,293) 19,036		(29,500) 12,100		(67) 64
	道路 (トワルベツ2号橋長寿命化)	9,000	5,494		3,500		6
	道路 (建岩橋長寿命化)	9,000	5,494		3,500		6
	道路 (地蔵橋長寿命化)	(26,300)	(15,900)		(10,400)		
	産業農道 (鉛川原野線整備)	(123,236) 57,870			(123,000) 57,600		(236) 270
計	(242,396) 107,070	(72,181) 30,024			(169,900) 76,700		(315) 346

議案第 11 号

八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき策定した八雲町過疎地域持続的発展市町村計画（令和 3 年 9 月 15 日策定）を別紙のとおり変更する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

過疎地域持続的発展市町村計画【変更】

市町村名：八雲町

区分	頁数	変更前	変更後
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	16	21	
6 生活環境の整備	31	24 25 31	
6 生活環境の整備	33	13 14	

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
(1) 水道施設			
上水道			
	略	略	
	上水道事業 (水道施設整備事業 電気計装)	町	
	上水道事業 (水道施設整備事業 取水施設)	町	
	旅行商易送整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に係る施設として、地域特性や利便性を考慮した上で既に施設の利用、未利用の施設職人など賢用担担職職を検討しながら整備を図ります。

①上下水道の整備
・未整備地区の計画的な整備促進 (目標値：下水道管渠112,356km)
・水洗化の普及促進 (目標値：水洗化戸数93%)
・下水道整備計画区域外での浄化槽の設置促進 (目標値：合併浄化槽210基)
・上水道事業 (水道施設整備事業 管渠) (目標値：送配水管移設389.3m)
・上水道事業 (水道施設整備事業 電気計装) (目標値：電気計装設備更新)
・上水道事業 (水道施設整備事業 取水施設) (目標値：降雨ピット・機械設備・電気設備の新設)
・簡易水道事業 (目標値：取水施設改良工事)
②廃棄物処理施設の対策
・資源ごみ排出の抑制
・生ごみ分別の促進
・南部佐山衛生処理組合員組合 (目標値：焼却施設中央監視操作稼働計画・中央制御装置の更新)
・最寄処分場の整備 (目標値：埋蔵量・埋蔵量調査設備の更新)

事業名 (施設名)
(1) 水道施設
上水道
略
上水道事業 (水道施設整備事業 電気計装)
上水道事業 (水道施設整備事業 取水施設)
旅行商易送整備事業

6 生活環境の整備	33	22	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 上体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 産業物産処理施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 上体	備考	(3) 産業物産処理施設				その他	略	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 上体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 産業物産処理施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>最終処分場整備事業</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 上体	備考	(3) 産業物産処理施設				その他	最終処分場整備事業	町			略	略									
事業名 (施設名)	事業内容	事業 上体	備考																																					
(3) 産業物産処理施設																																								
その他	略	略																																						
事業名 (施設名)	事業内容	事業 上体	備考																																					
(3) 産業物産処理施設																																								
その他	最終処分場整備事業	町																																						
	略	略																																						
6 生活環境の整備	34	21	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 上体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(7) 避難地域経路的安全性確保特別事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>危険施設撤去</td> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>大瀬スポーツ公園トイレ解体事業 ・傾倒等の事故や火災、犯罪等を未然に防ぎ、町民が安全で安心して暮らすことができる環境整備の推進。</td> <td>町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 上体	備考	(7) 避難地域経路的安全性確保特別事業				危険施設撤去	略	略			大瀬スポーツ公園トイレ解体事業 ・傾倒等の事故や火災、犯罪等を未然に防ぎ、町民が安全で安心して暮らすことができる環境整備の推進。	町		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 上体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(7) 避難地域経路的安全性確保特別事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>危険施設撤去</td> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>大瀬スポーツ公園トイレ解体事業 ・傾倒等の事故や火災、犯罪等を未然に防ぎ、町民が安全で安心して暮らすことができる環境整備の推進。</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>旧酒蔵建築物解体事業 ・町庁倉庫裏に併い、老朽化した旧酒蔵施設や浴衣店棟を解体します。 ・傾倒等の事故や火災、犯罪等を未然に防ぎ、町民が安全で安心して暮らすことができる環境整備の推進。</td> <td>町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 上体	備考	(7) 避難地域経路的安全性確保特別事業				危険施設撤去	略	略			大瀬スポーツ公園トイレ解体事業 ・傾倒等の事故や火災、犯罪等を未然に防ぎ、町民が安全で安心して暮らすことができる環境整備の推進。	町			旧酒蔵建築物解体事業 ・町庁倉庫裏に併い、老朽化した旧酒蔵施設や浴衣店棟を解体します。 ・傾倒等の事故や火災、犯罪等を未然に防ぎ、町民が安全で安心して暮らすことができる環境整備の推進。	町	
事業名 (施設名)	事業内容	事業 上体	備考																																					
(7) 避難地域経路的安全性確保特別事業																																								
危険施設撤去	略	略																																						
	大瀬スポーツ公園トイレ解体事業 ・傾倒等の事故や火災、犯罪等を未然に防ぎ、町民が安全で安心して暮らすことができる環境整備の推進。	町																																						
事業名 (施設名)	事業内容	事業 上体	備考																																					
(7) 避難地域経路的安全性確保特別事業																																								
危険施設撤去	略	略																																						
	大瀬スポーツ公園トイレ解体事業 ・傾倒等の事故や火災、犯罪等を未然に防ぎ、町民が安全で安心して暮らすことができる環境整備の推進。	町																																						
	旧酒蔵建築物解体事業 ・町庁倉庫裏に併い、老朽化した旧酒蔵施設や浴衣店棟を解体します。 ・傾倒等の事故や火災、犯罪等を未然に防ぎ、町民が安全で安心して暮らすことができる環境整備の推進。	町																																						
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	37	14	<p>(2) その対象</p> <p>① 高齢者福祉の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業の充実 ・在宅介護への支援 ・高齢者施設の新設促進 ・地域で支え合うシステムづくりのための環境整備 ・安心・安全な生活のための環境整備 ・認知症施策の推進 ・介護予防の推進 ・高齢者等への生活支援の推進 ・熊鷹アライザ・ピエスエスセンター-外部改修事業(日除板・屋上等外部改修工事) 	<p>(2) その対象</p> <p>① 高齢者福祉の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業の充実 ・在宅介護への支援 ・高齢者施設の新設促進 ・地域で支え合うシステムづくりのための環境整備 ・安心・安全な生活のための環境整備 ・認知症施策の推進 ・介護予防の推進 ・高齢者等への生活支援の推進 ・熊鷹アライザ・ピエスエスセンター-外部改修事業(日除板・屋上等外部改修工事) 																																				

8 医療の確保	38	11	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 高齢者福祉施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>高齢者施設の整備促進</td> <td>町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	(3) 高齢者福祉施設				その他	高齢者施設の整備促進	町		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 高齢者福祉施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>高齢者施設の整備促進 熊石ディスプレイセンター外遊改修事業</td> <td>町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	(3) 高齢者福祉施設				その他	高齢者施設の整備促進 熊石ディスプレイセンター外遊改修事業	町	
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																									
(3) 高齢者福祉施設																												
その他	高齢者施設の整備促進	町																										
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																									
(3) 高齢者福祉施設																												
その他	高齢者施設の整備促進 熊石ディスプレイセンター外遊改修事業	町																										
8 医療の確保	39	34	<p>(2) その対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療体制の充実 ・医療確保対策事業 ・歯科診療所医療体制の充実 ・熊石国民健康保険病院経営改善事業 ・八雲総合病院東和総合病院経営改善事業 (目標値：給湯管の更新) ・八雲総合病院院内保育所設備整備事業 (目標値：高層整備) ・八雲総合病院巡回診療車購入事業 (目標値：巡回診療車の更新) ・八雲総合病院助産管理システム整備事業 (目標値：システム導入) 	<p>(2) その対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療体制の充実 ・医療確保対策事業 ・歯科診療所医療体制の充実 ・熊石国民健康保険病院経営改善事業 ・八雲総合病院東和総合病院経営改善事業 (目標値：給湯管の更新) ・八雲総合病院院内保育所設備整備事業 (目標値：高層整備) ・八雲総合病院巡回診療車購入事業 (目標値：巡回診療車の更新) ・八雲総合病院助産管理システム整備事業 (目標値：システム導入) ・八雲総合病院巡回診療車更新事業 (目標値：巡回診療車の更新) 																								
8 医療の確保	40	25	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 診療施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>熊石国民健康保険病院電子カルテ整備事業</td> <td>町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	(1) 診療施設				病院	熊石国民健康保険病院電子カルテ整備事業	町		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 診療施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>熊石国民健康保険病院電子カルテ整備事業 八雲総合病院巡回診療車更新事業</td> <td>町 町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	(1) 診療施設				病院	熊石国民健康保険病院電子カルテ整備事業 八雲総合病院巡回診療車更新事業	町 町	
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																									
(1) 診療施設																												
病院	熊石国民健康保険病院電子カルテ整備事業	町																										
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																									
(1) 診療施設																												
病院	熊石国民健康保険病院電子カルテ整備事業 八雲総合病院巡回診療車更新事業	町 町																										
9 教育の振興	43	14	<p>(2) その対策</p> <p>②社会教育の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習機会の充実と活動支援 ・社会教育施設の整備と改修 (目標値：町民センターの改修) ・各団体との連絡による社会教育の推進 	<p>(2) その対策</p> <p>②社会教育の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習機会の充実と活動支援 ・社会教育施設の整備と改修 (目標値：町民センターの改修) ・各団体との連絡による社会教育の推進 ・社会教育施設の建設 (新庁舎建設事業) (目標値：公民館の建設) 																								

9 教育の振興	44	21	<table border="1"> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>(3) 集会施設・体育施設等 公民館</td> <td>社会教育施設の整備と改修</td> <td>町</td> <td></td> </tr> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	(3) 集会施設・体育施設等 公民館	社会教育施設の整備と改修	町		<table border="1"> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>(3) 集会施設・体育施設等 公民館</td> <td>社会教育施設の整備と改修</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>社会教育施設の建設(新江合児童遊園等)</td> <td>町</td> <td></td> </tr> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	(3) 集会施設・体育施設等 公民館	社会教育施設の整備と改修	町			社会教育施設の建設(新江合児童遊園等)	町					
	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																								
(3) 集会施設・体育施設等 公民館	社会教育施設の整備と改修	町																										
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																									
(3) 集会施設・体育施設等 公民館	社会教育施設の整備と改修	町																										
	社会教育施設の建設(新江合児童遊園等)	町																										
12 再生可能エネルギーの利用の推進	49	26	<p>(4) 公民館等総合管理計画等との整合 再生可能エネルギーの利用の促進に際し公共施設等は無く、今後も施設整備の予定はありま せぬ。</p>	<p>(4) 公民館等総合管理計画等との整合 本市画においても、「八雲町公民館等総合管理計画」の基本方針を踏まえ、地域特性、必要性 を考慮した上で再生可能エネルギー設備の導入や設備の更新を検討します。</p>																								
資料 過疎地域持続的 発展特別事業分 事業 計画	51	18	<table border="1"> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 危険箇所撤去</td> <td></td> <td>町</td> <td>倒壊等の事故や火 災、犯罪等多くは に防ぎ、町民が安 全で安心して暮ら すことができる周 境整備の推進</td> </tr> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 危険箇所撤去		町	倒壊等の事故や火 災、犯罪等多くは に防ぎ、町民が安 全で安心して暮ら すことができる周 境整備の推進	<table border="1"> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 危険箇所撤去</td> <td></td> <td>町</td> <td>倒壊等の事故や火 災、犯罪等多くは に防ぎ、町民が安 全で安心して暮ら すことができる周 境整備の推進</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大所スポーツ公園トイレ解体事業</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>旧病院建物解体事業</td> <td>町</td> <td></td> </tr> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 危険箇所撤去		町	倒壊等の事故や火 災、犯罪等多くは に防ぎ、町民が安 全で安心して暮ら すことができる周 境整備の推進		大所スポーツ公園トイレ解体事業	町			旧病院建物解体事業	町	
	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																								
(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 危険箇所撤去		町	倒壊等の事故や火 災、犯罪等多くは に防ぎ、町民が安 全で安心して暮ら すことができる周 境整備の推進																									
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																									
(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 危険箇所撤去		町	倒壊等の事故や火 災、犯罪等多くは に防ぎ、町民が安 全で安心して暮ら すことができる周 境整備の推進																									
	大所スポーツ公園トイレ解体事業	町																										
	旧病院建物解体事業	町																										

議案第 12 号

令和 6 年度八雲町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度八雲町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 463,248 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,998,752 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町税		千円 1,986,876	千円 △57,687	千円 1,929,189
	1 町民税	761,657	△57,687	703,970
10 地方特例交付金		6,400	57,687	64,087
	1 地方特例交付金	6,400	57,687	64,087
15 国庫支出金		967,165	277,334	1,244,499
	1 国庫負担金	694,950	73,210	768,160
	2 国庫補助金	267,209	204,124	471,333
16 道支出金		746,896	6,145	753,041
	1 道負担金	437,170	6,145	443,315
19 繰入金		3,628,612	146,363	3,774,975
	1 基金繰入金	3,628,612	146,363	3,774,975
20 繰越金		20,077	33,406	53,483
	1 繰越金	20,077	33,406	53,483
歳 入 合 計		16,535,504	463,248	16,998,752

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 3,685,797	千円 24,275	千円 3,710,072
	1 総務管理費	3,628,929	22,713	3,651,642
	3 戸籍住民基本台帳費	27,860	1,562	29,422
3 民生費		2,525,509	288,210	2,813,719
	1 社会福祉費	1,589,483	195,348	1,784,831
	2 児童福祉費	936,026	92,862	1,028,888
4 衛生費		2,456,386	10,947	2,467,333
	2 清掃費	579,833	10,947	590,780
6 農林水産業費		1,302,743	120,225	1,422,968
	1 農業費	256,591	120,225	376,816
7 商工費		392,053	15,191	407,244
	1 商工費	392,053	15,191	407,244
8 土木費		1,286,544	4,400	1,290,944
	2 道路橋りょう費	552,849	4,400	557,249
歳 出	合 計	16,535,504	463,248	16,998,752

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 町税	1,986,876	△57,687	1,929,189
10 地方特例交付金	6,400	57,687	64,087
15 国庫支出金	967,165	277,334	1,244,499
16 道支出金	746,896	6,145	753,041
19 繰入金	3,628,612	146,363	3,774,975
20 繰越金	20,077	33,406	53,483
歳入合計	16,535,504	463,248	16,998,752

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	3,685,797	24,275	3,710,072
3 民生費	2,525,509	288,210	2,813,719
4 衛生費	2,456,386	10,947	2,467,333
6 農林水産業費	1,302,743	120,225	1,422,968
7 商工費	392,053	15,191	407,244
8 土木費	1,286,544	4,400	1,290,944
歳出合計	16,535,504	463,248	16,998,752

補正額の財源内訳			
特 国道支出金	補 定 地 方 債	財 源 の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
1,562	0	0	22,713
281,917	0	0	6,293
0	0	0	10,947
0	0	120,225	0
0	0	0	15,191
0	0	0	4,400
283,479	0	120,225	59,544

2 歳 入

1 款 町税

1 項 町民税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 個人	640,630	△57,687	582,943
計	761,657	△57,687	703,970

1 0 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

	千円	千円	千円
1 地方特例交付金	6,400	57,687	64,087
計	6,400	57,687	64,087

1 5 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

	千円	千円	千円
1 民生費国庫負担金	675,923	73,210	749,133
計	694,950	73,210	768,160

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

	千円	千円	千円
1 総務費国庫補助金	18,886	1,562	20,448
2 民生費国庫補助金	45,647	202,562	248,209
計	267,209	204,124	471,333

1 6 款 道支出金

1 項 道負担金

	千円	千円	千円
1 民生費道負担金	371,818	6,145	377,963
計	437,170	6,145	443,315

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年課税分	千円 △57,687	現年課税分	千円 △57,687

1 地方特例交付金	千円 57,687	地方特例交付金	千円 57,687

2 児童福祉費負担金	千円 73,210	児童手当負担金	千円 73,210

1 戸籍住民基本台帳 費補助金	千円 1,562	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	千円 1,562
1 社会福祉費補助金	195,208	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	195,208
2 児童福祉費補助金	7,354	子ども・子育て支援事業費補助金	7,354

2 児童福祉費負担金	千円 6,145	児童手当負担金	千円 6,145

19 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 ふるさと応援基金繰入金	3,322,800	146,363	3,469,163
計	3,628,612	146,363	3,774,975

20 款 繰越金

1 項 繰越金

	千円	千円	千円
1 繰越金	20,077	33,406	53,483
計	20,077	33,406	53,483

節		説 明	
区 分	金 額		
1 ふるさと応援基金 繰入金	千円 146,363	ふるさと応援基金繰入金	千円 146,363

1 前年度繰越金	千円 33,406	前年度繰越金	千円 33,406

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	780,147	12,340	792,487				12,340
11 地域振興対策費	2,339,722	10,373	2,350,095				10,373
計	3,628,929	22,713	3,651,642	0	0	0	22,713

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	27,860	1,562	29,422	1,562			
計	27,860	1,562	29,422	1,562	0	0	0

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 高齢者福祉費	429,904	140	430,044				140
8 低所得世帯支援給付金給付事業費	0	103,850	103,850	103,850			

節		説 明
区 分	金 額	
16 公有財産購入費	千円 12,340	旧八雲養護学校用地購入費 千円 12,340
12 委託料	10,373	関係人口創出拡大業務委託料 8,250 旧すまいる熊石改修工事実施設計業務委託料 2,123

12 委託料	千円 1,562	社会保障・税番号制度システム改修業務委託料 千円 1,562

27 繰出金	千円 140	介護保険事業特別会計繰出金 千円 140
10 需用費	210	消耗品費 67 印刷製本費 143
11 役務費	482	運搬料 353 口座振替等手数料 129
12 委託料	2,658	システム改修業務委託料 2,658
19 扶助費	100,500	低所得世帯生活支援給付金 100,500

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
9 定額減税調整給付金給付事業費	千円 0	千円 91,358	千円 91,358	千円 91,358	千円	千円	千円
計	1,589,483	195,348	1,784,831	195,208	0	0	140

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

2 児童措置費	千円 816,924	千円 92,862	千円 909,786	千円 86,709	千円	千円	千円 6,153
計	936,026	92,862	1,028,888	86,709	0	0	6,153

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	千円 986	会計年度任用職員報酬	千円 986
3 職員手当等	344	期末手当 勤勉手当	193 151
4 共済費	238	社会保険料	238
8 旅費	38	会計年度任用職員通勤手当	38
10 需用費	198	消耗品費 印刷製本費	71 127
11 役務費	1,419	運搬料 口座振替等手数料	1,056 363
12 委託料	3,135	システム改修業務委託料	3,135
18 負担金補助及び交付金	85,000	定額減税調整給付金	85,000

3 職員手当等	千円 991	時間外勤務手当	千円 991
10 需用費	118	消耗品費 印刷製本費	57 61
11 役務費	152	運搬料	152
12 委託料	6,101	システム改修業務委託料	6,101
19 扶助費	85,500	児童手当	85,500

4 款 衛生費

2 項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 じん荼処理費	千円 498,062	千円 10,947	千円 509,009	千円	千円	千円	千円 10,947
計	579,833	10,947	590,780	0	0	0	10,947

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

3 農業振興費	千円 52,868	千円 24,058	千円 76,926	千円	千円	千円 24,058	千円
4 畜産業費	15,091	96,167	111,258			96,167	
計	256,591	120,225	376,816	0	0	120,225	0

7 款 商工費

1 項 商工費

3 観光開発費	千円 86,942	千円 15,191	千円 102,133	千円	千円	千円	千円 15,191
計	392,053	15,191	407,244	0	0	0	15,191

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

3 除雪対策費	千円 281,474	千円 4,400	千円 285,874	千円	千円	千円	千円 4,400
計	552,849	4,400	557,249	0	0	0	4,400

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	千円 10,947	ボイラー設備更新工事請負費	千円 10,947

18 負担金補助及び交付金	千円 24,058	水稻もち米価格安定緊急対策事業補助金	千円 24,058
18 負担金補助及び交付金	96,167	酪農経営安定緊急対策事業補助金	96,167

10 需用費	千円 15,191	機械器具等修繕料	千円 15,191

10 需用費	千円 4,400	車輛整備費	千円 4,400

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当等	計			
補正後	(262) 239	374,085	899,778	655,784	1,929,647	443,483	2,373,130	
補正前	(261) 239	373,099	899,778	654,449	1,927,326	443,245	2,370,571	
比較	(1)	986		1,335	2,321	238	2,559	

(単位：千円)

職員手当等 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外 勤務手当	管理職員 手当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手当	休日勤務 手当	地域手当	期末手当
	補正後	27,566	33,895	65,238	18,897	300	3,201	22,364		237,056
	補正前	27,566	33,895	64,247	18,897	300	3,201	22,364		236,863
	比較			991						193
	区分	勤勉手当	寒冷地 手当	通勤手当	特殊勤務 手当	宿日直 手当	単身赴任 手当	児童手当	合計	
	補正後	197,401	22,057	9,549	1,726	79		16,455	655,784	
	補正前	197,250	22,057	9,549	1,726	79		16,455	654,449	
比較	151							1,335		

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当等	計			
補正後	(10) 238		896,566	577,073	1,473,639	367,049	1,840,688	
補正前	(10) 238		896,566	576,082	1,472,648	367,049	1,839,697	
比較				991	991		991	

(単位：千円)

職員手当等 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外 勤務手当	管理職員 手当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手当	休日勤務 手当	地域手当	期末手当
	補正後	27,566	33,895	64,707	18,897	300	3,201	22,364		195,403
	補正前	27,566	33,895	63,716	18,897	300	3,201	22,364		195,403
	比較			991						
	区分	勤勉手当	寒冷地 手当	通勤手当	特殊勤務 手当	宿日直 手当	単身赴任 手当	児童手当	合計	
	補正後	163,104	20,331	9,045	1,726	79		16,455	577,073	
	補正前	163,104	20,331	9,045	1,726	79		16,455	576,082	
比較								991		

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手当等	計			
補 正 後	(252) 1	374,085	3,212	78,711	456,008	76,434	532,442	
補 正 前	(251) 1	373,099	3,212	78,367	454,678	76,196	530,874	
比 較	(1)	986		344	1,330	238	1,568	

(単位：千円)

職員手当等 の内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	管理職員 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当	休日勤務 手 当	地域手当	期末手当
	補正後			531						41,653
	補正前			531						41,460
	比 較									193
	区 分	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当	宿 日 直 手 当	単身赴任 手 当	児童手当		合 計
	補正後	34,297	1,726	504						78,711
	補正前	34,146	1,726	504						78,367
比 較	151								344	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
報 酬	986	その他の増減分	イ 会計年度 任用職員 ・報酬	986 ◎定額減税調整給付金給付 事業に係る会計年度任用職 員 ・報酬986
職 員 手 当 等	1,335	その他の増減分	ア 会計年度 任用職員以外 の職員 ・時間外勤務 手当 イ 会計年度 任用職員 ・期末手当 ・勤勉手当	991 ◎児童手当給付事業に係る 会計年度任用職員以外の職 員 ・時間外勤務手当991 344 ◎定額減税調整給付金給付 事業に係る会計年度任用職 員 ・期末手当193 ・勤勉手当151
共 済 費	238	その他の増減分	イ 会計年度 任用職員 ・社会保険料	238 ◎定額減税調整給付金給付 事業に係る会計年度任用職 員 ・社会保険料238

議案第 13 号

令和 6 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度八雲町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,905 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,443,388 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 国庫支出金		千円 0	千円 3,905	千円 3,905
	1 国庫補助金	0	3,905	3,905
歳 入 合 計		2,439,483	3,905	2,443,388

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 84,075	千円 3,905	千円 87,980
	1 総務管理費	73,952	3,905	77,857
歳 出 合 計		2,439,483	3,905	2,443,388

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
6 国庫支出金	0	3,905	3,905
歳入合計	2,439,483	3,905	2,443,388

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	84,075	3,905	87,980
歳出合計	2,439,483	3,905	2,443,388

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
3,905	0	0	0
3,905	0	0	0

2 歳 入

6 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	千円 0	千円 3,905	千円 3,905
計	0	3,905	3,905

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 71,665	千円 3,905	千円 75,570	千円 3,905	千円	千円	千円
計	73,952	3,905	77,857	3,905	0	0	0

節		説明
区分	金額	
1 社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金	千円 3,905	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 千円 3,905

節		説明
区分	金額	
12 委託料	千円 3,905	システム改修業務委託料 千円 3,905

議案第 14 号

令和 6 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度八雲町の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の保険事業勘定総額に歳入歳出それぞれ 726 千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 007, 695 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



第1表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		千円 467,624	千円 279	千円 467,903
	2 国庫補助金	151,902	279	152,181
6 道支出金		301,548	140	301,688
	2 道補助金	14,544	140	14,684
8 繰入金		382,195	307	382,502
	1 一般会計繰入金	332,240	140	332,380
	2 基金繰入金	49,955	167	50,122
歳 入 合 計		2,006,969	726	2,007,695

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地域支援事業費		千円 92,499	千円 726	千円 93,225
	3 包括的支援事業・任意事業費	56,751	726	57,477
歳 出 合 計		2,006,969	726	2,007,695

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括（保険事業勘定）

（歳入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 国庫支出金	467,624	279	467,903
6 道支出金	301,548	140	301,688
8 繰入金	382,195	307	382,502
歳入合計	2,006,969	726	2,007,695

（歳出）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 地域支援事業費	92,499	726	93,225
歳出合計	2,006,969	726	2,007,695

補正額の財源内訳			
特 国道支出金	定 地方債	財 その他	源 一般財源
千円	千円	千円	千円
419	0	0	307
419	0	0	307

2 歳 入 (保険事業勘定)

4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 地域支援事業交付金 (その他の地域支援事業)	21,821	279	22,100
計	151,902	279	152,181

6 款 道支出金

2 項 道補助金

目	千円	千円	千円
2 地域支援事業交付金 (その他の地域支援事業)	10,908	140	11,048
計	14,544	140	14,684

8 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	千円	千円	千円
3 地域支援事業繰入金 (その他の地域支援事業)	8,173	140	8,313
計	332,240	140	332,380

8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	千円	千円	千円
1 介護給付費準備基金繰入金	49,955	167	50,122
計	49,955	167	50,122

3 歳 出 (保険事業勘定)

3 款 地域支援事業費

3 項 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 生活支援体制整備事業	18,244	726	18,970	419			307
計	56,751	726	57,477	419	0	0	307

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分	千円 279	現年度分	千円 279

1 現年度分	千円 140	現年度分	千円 140

1 現年度分	千円 140	現年度分	千円 140

1 介護給付費準備基金繰入金	千円 167	介護給付費準備基金繰入金	千円 167

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	千円 726	生活支援業務委託料	千円 726

議案第 15 号

令和 6 年度八雲町熊石地域簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度八雲町の熊石地域簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（特例的収入及び支出）

第 2 条 予算第 4 条の 2 本文中「未収金及び未払金の金額は、それぞれ 2,207 千円及び 664 千円である。」を「未収金及び未払金の金額は、それぞれ 2,264 千円及び 456 千円である。」に改める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

令和6年度 八雲町熊石地域簡易水道事業会計予定開始貸借対照表

(令和6年4月1日)

資 産 の 部

(単位：千円)

1. 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		3,036	
ロ 建 物	59,031		
同上減価償却累計額	0	59,031	
ハ 構 築 物	774,815		
同上減価償却累計額	0	774,815	
ニ 機 械 及 び 装 置	296,511		
同上減価償却累計額	0	296,511	
ホ 車 輜	61		
同上減価償却累計額	0	61	
ヘ 工 具 及 び 備 品	0		
同上減価償却累計額	0	0	
有形固定資産合計			1,133,454

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		33	
ロ ソ フ ト ウ ェ ア		0	
無形固定資産合計			33
固定資産合計			1,133,487

2. 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		2,970	
(2) 未 収 金		2,264	
(3) 貯 蔵 品		0	
流動資産合計			5,234
資 産 合 計			1,138,721

負 債 の 部

(単位：千円)

3. 固 定 負 債		
(1) 企 業 債		
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	320,084	
企業債合計		320,084
固定負債合計		320,084
4. 流 動 負 債		
(1) 企 業 債		
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	32,883	
企業債合計		32,883
(2) 未 払 金		456
(3) 前 受 金		1
(4) 引 当 金		
イ 賞与引当金	0	
ロ 法定福利費引当金	0	
引当金合計		0
流動負債合計		33,340
5. 繰 延 収 益		
(1) 長 期 前 受 金		
イ 補 助 金	191,086	
ロ 他会計負担金	0	
ハ 工事負担金	0	
ニ 受贈財産評価額	0	
ホ その他長期前受金	413,483	
長期前受金合計		604,569
(2) 長期前受金収益化累計額		
イ 補 助 金	0	
ロ 他会計負担金	0	
ハ 工事負担金	0	
ニ 受贈財産評価額	0	
ホ その他長期前受金	0	
長期前受金収益化累計額合計		0
繰延収益合計		604,569
負債合計		957,993
資 本 の 部		
6. 資 本 金		
(1) 資 本 金		
資本金合計	180,728	180,728
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 他会計負担金	0	
ロ 工事負担金	0	
ハ 補 助 金	0	
資本剰余金合計		0
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減債積立金	0	
ロ 当年度未処分利益剰余金	0	
利益剰余金合計		0
剰余金合計		0
資 本 合 計		180,728
負 債 資 本 合 計		1,138,721

令和6年度八雲町熊石地域簡易水道事業会計
 予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	3,542
減価償却費	69,139
資産減耗費	0
賞与引当金の増減額	0
法定福利費引当金の増減額	0
長期前受金戻入額	△ 37,011
支払利息	2,142
未収金の増減額 (△は増加)	148
未払金の増減額 (△は減少)	208
小 計	38,168
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△ 2,142
業務活動によるキャッシュ・フロー	36,026
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 11,195
無形固定資産の取得による支出	0
補償金による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,195
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	50,000
一時借入金の返済による支出	△ 50,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	3,700
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 32,883
一般会計からの出資による収入	20,552
一般会計からの補助による収入	21,307
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,676
資金増加額 (又は減少額)	37,507
資金期首残高	2,970
資金期末残高	40,477

令和6年度 八雲町熊石地域簡易水道事業会計予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

資 産 の 部

(単位：千円)

1. 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		3,036	
ロ 建 物	59,031		
同上減価償却累計額	<u>△ 1,913</u>	57,118	
ハ 構 築 物	774,815		
同上減価償却累計額	<u>△ 39,589</u>	735,226	
ニ 機 械 及 び 装 置	307,706		
同上減価償却累計額	<u>△ 27,637</u>	280,069	
ホ 車 輜	61		
同上減価償却累計額	<u>0</u>	61	
ヘ 工 具 及 び 備 品	0		
同上減価償却累計額	<u>0</u>	0	
有形固定資産合計			1,075,510

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		33	
ロ ソ フ ト ウ ェ ア		<u>0</u>	
無形固定資産合計			<u>33</u>

固 定 資 産 合 計 1,075,543

2. 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金	40,477	
(2) 未 収 金	2,116	
(3) 貯 蔵 品	<u>0</u>	
流動資産合計		<u>42,593</u>
資 産 合 計		<u><u>1,118,136</u></u>

負 債 の 部

(単位：千円)

3. 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	288,271		
企業債合計		288,271	
固定負債合計			288,271
4. 流 動 負 債			
(1) 一 時 借 入 金			
		0	
(2) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	35,513		
企業債合計		35,513	
(3) 未 払 金		664	
(4) 前 受 金		1	
(5) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	0		
ロ 法定福利費引当金	0		
引当金合計		0	
流動負債合計			36,178
5. 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金			
イ 補 助 金	191,086		
ロ 他会計負担金	0		
ハ 工事負担金	0		
ニ 受贈財産評価額	0		
ホ その他長期前受金	434,790		
長期前受金合計		625,876	
(2) 長期前受金収益化累計額			
イ 補 助 金	△ 12,603		
ロ 他会計負担金	0		
ハ 工事負担金	0		
ニ 受贈財産評価額	0		
ホ その他長期前受金	△ 24,408		
長期前受金収益化累計額合計		△ 37,011	
繰延収益合計		588,865	
負債合計		913,314	
資 本 の 部			
6. 資 本 金			
(1) 資 本 金			
		201,280	
資本金合計			201,280
7. 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 他会計負担金	0		
ロ 工事負担金	0		
ハ 補 助 金	0		
資本剰余金合計		0	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 減 債 積 立 金	0		
ロ 当年度未処分利益剰余金	3,542		
利益剰余金合計		3,542	
剰余金合計		3,542	
資本金合計		204,822	
負債資本合計		1,118,136	

議案第 16 号

令和 6 年度八雲町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度八雲町下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第 2 条 予算第 4 条本文括弧書中「引継金 1,800 千円及び当年度分損益勘定留保資金 86,669 千円で補てんするものとする。」を「引継金 26,233 千円及び当年度分損益留保資金 62,236 千円で補てんするものとする。」に改める。

（特例的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条の 2 本文中「未収金及び未払金の金額は、それぞれ 523,225 千円及び 517,178 千円である。」を「未収金及び未払金の金額は、それぞれ 498,139 千円及び 515,813 千円である。」に改める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

令和6年度 八雲町下水道事業会計予定開始貸借対照表

(令和6年4月1日)

資 産 の 部

(単位：千円)

1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		102,984	
ロ 建 物	1,032,299		
同上減価償却累計額	<u>0</u>	1,032,299	
ハ 構 築 物	9,688,040		
同上減価償却累計額	<u>0</u>	9,688,040	
ニ 機 械 及 び 装 置	1,048,622		
同上減価償却累計額	<u>0</u>	1,048,622	
ホ 車 輜	0		
同上減価償却累計額	<u>0</u>	0	
ヘ 工 具 及 び 備 品	7,634		
同上減価償却累計額	<u>0</u>	7,634	
有形固定資産合計			11,879,579
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 電 話 加 入 権		0	
ロ ソ フ ト ウ ェ ア		<u>0</u>	
無形固定資産合計			<u>0</u>
固定資産合計			11,879,579
2. 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		26,233	
(2) 未 収 金		498,139	
(3) 貯 蔵 品		<u>0</u>	
流動資産合計			<u>524,372</u>
資 産 合 計			<u>12,403,951</u>

負 債 の 部

(単位：千円)

3. 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	2,513,868		
企業債合計		2,513,868	
固定負債合計			2,513,868
4. 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	297,319		
企業債合計		297,319	
(2) 未 払 金			
(3) 前 受 金			
(4) 引 当 金			
イ 賞与引当金	0		
ロ 法定福利費引当金	0		
引当金合計		0	
流動負債合計			813,132
5. 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金			
イ 補 助 金	3,812,190		
ロ 他会計負担金	2,739,459		
ハ 工事負担金	0		
ニ 受贈財産評価額	0		
ホ その他長期前受金	347,667		
長期前受金合計		6,899,316	
(2) 長期前受金収益化累計額			
イ 補 助 金	0		
ロ 他会計負担金	0		
ハ 工事負担金	0		
ニ 受贈財産評価額	0		
ホ その他長期前受金	0		
長期前受金収益化累計額合計		0	
繰延収益合計		6,899,316	
負債合計		10,226,316	

資 本 の 部

6. 資 本 金			
(1) 資 本 金			
資 本 金 合 計		2,114,564	
7. 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 他会計負担金	0		
ロ 工事負担金	0		
ハ 補 助 金	63,071		
資本剰余金合計		63,071	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 減債積立金	0		
ロ 当年度未処分利益剰余金	0		
利益剰余金合計		0	
剰余金合計		63,071	
資 本 合 計		2,177,635	
負債資本合計		12,403,951	

令和6年度八雲町下水道事業会計

予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	23,504
減価償却費	444,438
資産減耗費	6
賞与引当金の増減額	1,749
法定福利費引当金の増減額	353
長期前受金戻入額	△ 255,265
支払利息	41,660
未収金の増減額(△は増加)	488,824
未払金の増減額(△は減少)	△ 504,557
小 計	240,712
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△ 41,660
業務活動によるキャッシュ・フロー	199,052
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 166,556
無形固定資産の取得による支出	0
国庫補助金による収入	79,450
補償金による収入	12,500
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 74,606
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	100,000
一時借入金の返済による支出	△ 100,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	64,800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 297,319
一般会計からの出資による収入	26,746
一般会計からの補助による収入	199,919
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,854
資金増加額(又は減少額)	118,592
資金期首残高	26,233
資金期末残高	144,825

令和6年度 八雲町下水道事業会計予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

資 産 の 部

(単位：千円)

1. 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		102,984	
ロ 建 物	1,032,299		
同上減価償却累計額	△ 40,529	991,770	
ハ 構 築 物	9,739,502		
同上減価償却累計額	△ 327,316	9,412,186	
ニ 機 械 及 び 装 置	1,163,710		
同上減価償却累計額	△ 75,908	1,087,802	
ホ 車 輜	0		
同上減価償却累計額	0	0	
ヘ 工 具 及 び 備 品	7,634		
同上減価償却累計額	△ 685	6,949	
有 形 固 定 資 産 合 計			11,601,691

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		0	
ロ ソ フ ト ウ ェ ア		0	
無 形 固 定 資 産 合 計			0
固 定 資 産 合 計			11,601,691

2. 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金	144,825	
(2) 未 収 金	9,316	
(3) 貯 蔵 品	0	
流 動 資 産 合 計		154,141
資 産 合 計		11,755,832

負 債 の 部

(単位：千円)

3. 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	2,293,168		
企業債合計		2,293,168	
固定負債合計			2,293,168
4. 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	285,500		
企業債合計		285,500	
(2) 未 払 金		11,256	
(3) 前 受 金		0	
(4) 引 当 金			
イ 賞与引当金	1,749		
ロ 法定福利費引当金	353		
引当金合計		2,102	
流動負債合計			298,858
5. 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金			
イ 補 助 金	3,891,640		
ロ 他会計負担金	2,739,459		
ハ 工事負担金	12,500		
ニ 受贈財産評価額	0		
ホ その他長期前受金	547,586		
長期前受金合計		7,191,185	
(2) 長期前受金収益化累計額			
イ 補 助 金	△ 224,818		
ロ 他会計負担金	△ 19,488		
ハ 工事負担金	0		
ニ 受贈財産評価額	0		
ホ その他長期前受金	△ 10,959		
長期前受金収益化累計額合計		△ 255,265	
繰延収益合計			6,935,920
負債合計			9,527,946

資 本 の 部

6. 資 本 金			
(1) 資 本 金			
資本金合計		2,141,311	
資本金合計			2,141,311
7. 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 他会計負担金	0		
ロ 工事負担金	0		
ハ 補 助 金	63,071		
資本剰余金合計		63,071	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 減債積立金	0		
ロ 当年度未処分利益剰余金	23,504		
利益剰余金合計		23,504	
剰余金合計			86,575
資本合計			2,227,886
負債資本合計			11,755,832

議案第 17 号

令和 6 年度八雲町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度八雲町の農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第 2 条 予算第 4 条本文括弧書中「引継金 14,071 千円で補てんするものとする。」を「引継未収金 14,071 千円で補てんするものとする。」に改める。

（特例的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条の 2 本文中「未収金及び未払金の金額は、それぞれ 27,010 千円及び 26,861 千円である。」を「未収金及び未払金の金額は、それぞれ 73,548 千円及び 26,582 千円である。」に改める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

令和6年度 八雲町農業集落排水事業会計予定開始貸借対照表

(令和6年4月1日)

資 産 の 部

(単位：千円)

1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		0	
ロ 建 物	73,647		
同上減価償却累計額	0	73,647	
ハ 構 築 物	947,558		
同上減価償却累計額	0	947,558	
ニ 機 械 及 び 装 置	257,610		
同上減価償却累計額	0	257,610	
ホ 車 輦	0		
同上減価償却累計額	0	0	
ヘ 工 具 及 び 備 品	0		
同上減価償却累計額	0	0	
有形固定資産合計			1,278,815
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 電 話 加 入 権		0	
ロ ソ フ ト ウ ェ ア		0	
無形固定資産合計			0
固定資産合計			1,278,815
2. 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		0	
(2) 未 収 金		73,548	
(3) 貯 蔵 品		0	
流動資産合計			73,548
資産合計			1,352,363

負 債 の 部

(単位：千円)

3. 固 定 負 債		
(1) 企 業 債		
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	159,862	
企 業 債 合 計		159,862
固 定 負 債 合 計		159,862
4. 流 動 負 債		
(1) 一 時 借 入 金		
		18,594
(2) 企 業 債		
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	15,461	
企 業 債 合 計		15,461
(3) 未 払 金		26,582
(4) 前 受 金		0
(5) 引 当 金		
イ 賞 与 引 当 金	0	
ロ 法定福利費引当金	0	
引 当 金 合 計		0
流 動 負 債 合 計		60,637
5. 繰 延 収 益		
(1) 長 期 前 受 金		
イ 補 助 金	761,898	
ロ 他会計負担金	32,963	
ハ 工事負担金	0	
ニ 受贈財産評価額	0	
ホ その他長期前受金	79,222	
長 期 前 受 金 合 計		874,083
(2) 長期前受金収益化累計額		
イ 補 助 金	0	
ロ 他会計負担金	0	
ハ 工事負担金	0	
ニ 受贈財産評価額	0	
ホ その他長期前受金	0	
長期前受金収益化累計額合計		0
繰 延 収 益 合 計		874,083
負 債 合 計		1,094,582

資 本 の 部

6. 資 本 金		
(1) 資 本 金		
資 本 金 合 計	257,781	257,781
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 他会計負担金	0	
ロ 工事負担金	0	
ハ 補 助 金	0	
資 本 剰 余 金 合 計		0
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	0	
ロ 当年度未処分利益剰余金	0	
利 益 剰 余 金 合 計		0
剰 余 金 合 計		0
資 本 合 計		257,781
負 債 資 本 合 計		1,352,363

令和6年度八雲町農業集落排水事業会計

予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	927
減価償却費	52,274
資産減耗費	3
賞与引当金の増減額	0
法定福利費引当金の増減額	0
長期前受金戻入額	△ 34,394
支払利息	3,340
未収金の増減額 (△は増加)	72,715
未払金の増減額 (△は減少)	△ 26,582
小 計	68,283
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△ 3,340
業務活動によるキャッシュ・フロー	64,943
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 187,175
無形固定資産の取得による支出	0
国庫補助金による収入	105,000
分担金による収入	21
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 82,154
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	100,000
一時借入金の返済による支出	△ 118,594
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	90,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 15,461
一般会計からの出資による収入	2,079
一般会計からの補助による収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	58,124
資金増加額 (又は減少額)	40,913
資金期首残高	0
資金期末残高	40,913

令和6年度 八雲町農業集落排水事業会計予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

資 産 の 部

(単位：千円)

1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地	124		
ロ 建 物	73,647		
同上減価償却累計額	<u>△ 2,844</u>	70,803	
ハ 構 築 物	949,153		
同上減価償却累計額	<u>△ 35,411</u>	913,742	
ニ 機 械 及 び 装 置	443,063		
同上減価償却累計額	<u>△ 14,019</u>	429,044	
ホ 車 輦	0		
同上減価償却累計額	<u>0</u>	0	
ヘ 工 具 及 び 備 品	0		
同上減価償却累計額	<u>0</u>	0	
有形固定資産合計			1,413,713
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 電 話 加 入 権	0		
ロ ソ フ ト ウ ェ ア	<u>0</u>		
無形固定資産合計			<u>0</u>
固定資産合計			1,413,713
2. 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		40,913	
(2) 未 収 金		833	
(3) 貯 蔵 品		<u>0</u>	
流動資産合計			41,746
資 産 合 計			<u><u>1,455,459</u></u>

負 債 の 部

(単位：千円)

3. 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	236,289		
企業債合計		236,289	
固定負債合計			236,289
4. 流 動 負 債			
(1) 一 時 借 入 金			
		0	
(2) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	13,673		
企業債合計		13,673	
(3) 未 払 金		0	
(4) 前 受 金		0	
(5) 引 当 金			
イ 賞与引当金	0		
ロ 法定福利費引当金	0		
引当金合計		0	
流動負債合計			13,673
5. 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金			
イ 補 助 金	866,898		
ロ 他会計負担金	32,963		
ハ 工事負担金	0		
ニ 受贈財産評価額	0		
ホ その他長期前受金	79,243		
長期前受金合計		979,104	
(2) 長期前受金収益化累計額			
イ 補 助 金	△ 30,237		
ロ 他会計負担金	△ 1,220		
ハ 工事負担金	0		
ニ 受贈財産評価額	0		
ホ その他長期前受金	△ 2,937		
長期前受金収益化累計額合計		△ 34,394	
繰延収益合計		944,710	
負債合計			1,194,672

資 本 の 部

6. 資 本 金			
(1) 資 本 金			
		259,860	
資本金合計			259,860
7. 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 他会計負担金	0		
ロ 工事負担金	0		
ハ 補 助 金	0		
資本剰余金合計		0	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 減 債 積 立 金	0		
ロ 当年度未処分利益剰余金	927		
利益剰余金合計		927	
剰余金合計			927
資 本 合 計			260,787
負 債 資 本 合 計			1,455,459

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩村克詔

専決処分書

令和6年度八雲町病院事業会計補正予算（第2号）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年5月22日

八雲町長 岩村克詔

令和6年度八雲町病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度八雲町の病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	6,407,827 千円	140,000 千円	6,547,827 千円
第5項 総合病院特別利益	0 千円	140,000 千円	140,000 千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	6,933,554 千円	140,000 千円	7,073,554 千円
第5項 総合病院特別損失	13,369 千円	140,000 千円	153,369 千円

令和6年度 八雲町病院事業（総合病院）会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 病院事業収益			5,412,701	140,000	5,552,701			
	5. 総合病院特別利益		0	140,000	140,000			
		1. その他特別利益	0	140,000	140,000	その他特別利益	140,000	供託金戻入
収益合計			5,412,701	140,000	5,552,701			

(支出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 病院事業費用			5,856,351	140,000	5,996,351			
	5. 総合病院特別損失		13,369	140,000	153,369			
		3. その他特別損失	0	140,000	140,000	その他特別損失	140,000	供託金
費用合計			5,856,351	140,000	5,996,351			

令和6年度八雲町病院事業(総合病院)会計

予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

区 分	(単位：千円) 金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	△ 443,650
減価償却費	403,329
固定資産除却額	881
長期前払消費税額償却	36,192
医療従事者奨学資金返還債務の免除	8,640
貸倒引当金の増減額	18
賞与引当金の増減額	4,753
法定福利費引当金の増減額	1,103
退職給与引当金の増減額	33,885
固定資産除却額(特損)	0
長期前受金戻入額	△ 55,909
受取利息及び受取配当金	△ 7
支払利息	36,197
未収金の増減額(△は増加)	△ 46,186
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 2,101
未払金の増減額(△は減少)	△ 3,711
その他流動負債の増減額(△は減少)	2,961
小 計	△ 23,605
利息及び配当金の受取額	3
利息の支払額	△ 36,073
消費税及び地方消費税資本的収支調整額	250
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 59,425
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 125,617
奨学資金等の貸付による支出	△ 30,480
奨学資金等の返還による収入	
補助金等収入	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 156,097
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	0
短期借入金の返済による支出	0
長期借入れによる収入	112,400
長期借入金の返済による支出	△ 489,875
一般会計からの出資による収入	255,047
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 122,428
4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△ 337,950
5 現金及び現金同等物の期首残高	1,882,218
6 現金及び現金同等物の期末残高	1,544,268

令和6年度 八雲町病院事業(総合病院)会計予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		105,372	
ロ 建 物	8,114,948		
同上減価償却累計額	<u>△3,093,446</u>	5,021,502	
ハ 構 築 物	212,178		
同上減価償却累計額	<u>△159,701</u>	52,477	
ニ 器 械 器 具 備 品	2,569,070		
同上減価償却累計額	<u>△1,768,272</u>	800,798	
ホ 車 両	34,026		
同上減価償却累計額	<u>△29,212</u>	4,814	
ヘ 建 設 仮 勘 定		0	
有形固定資産合計			5,984,963
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 電 話 加 入 権		1,552	
無形固定資産合計			1,552
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
イ 長 期 貸 付 金		117,225	
ロ 長 期 貸 付 金 貸 倒 引 当 金			
ハ 長 期 前 払 消 費 税		53,094	
投資合計			170,319
固定資産合計			6,156,834
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		1,544,268	
(2) 未 収 金		844,173	
(3) 未 収 金 貸 倒 引 当 金		△1,273	
(4) 貯 蔵 品		39,514	
(5) そ の 他 流 動 資 産		0	
流動資産合計			2,426,682
資 産 合 計			<u>8,583,516</u>

(単位：千円)

負債の部

3	固定負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	4,178,155		
	ロ その他企業債	501,813		
	企業債合計		4,679,968	
	(2) 引当金			
	イ 退職給与引当金	350,871		
	引当金合計		350,871	
	(3) その他固定負債		3,000	
	固定負債合計			5,033,839
4	流動負債			
	(1) 一時借入金			
	(2) 企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	492,084		
	ロ その他企業債	133,009		
	企業債合計		625,093	
	(3) 未払金		227,675	
	(4) 引当金			
	イ 退職給与引当金			
	ロ 賞与引当金	152,723		
	ハ 法定福利費引当金	30,653		
	引当金合計		183,376	
	(5) その他流動負債		35,181	
	流動負債合計			1,071,325
5	繰延収益			
	(1) 長期前受金			
	イ 補助金	2,067,646		
	ロ 受贈財産評価額	5,610		
	長期前受金合計		2,073,256	
	(2) 長期前受金収益化累計額			
	イ 補助金	△595,444		
	ロ 受贈財産評価額	△5,949		
	長期前受金収益化累計額合計		△601,393	
	繰延収益合計			1,471,863
	負債合計			<u>7,577,027</u>
	資本の部			
6	資本金			6,342,600
7	剰余金			
	(1) 資本剰余金			
	イ 補助金	1,066,117		
	ロ 寄附金	8,444		
	ハ その他資本剰余金	18,876		
	資本剰余金合計		1,093,437	
	(2) 利益剰余金			
	イ 当年度末処理欠損金	6,429,548		
	未処理欠損金合計		6,429,548	
	剰余金合計			△5,336,111
	資本合計			<u>1,006,489</u>
	負債資本合計			<u>8,583,516</u>

報告第 1 号

令和 5 年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、令和 5 年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

別紙

令和5年度八雲町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						調定 未済額	調定済 未収入額	
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	11,682	11,682		11,682		
3	民生費	1 社会福祉費	77,170	77,170		56,539		20,631
4	衛生費	1 保健衛生費	560	560		560		
6	農林水産業費	1 農業費	39,893	39,893		39,800		93
7	商工費	1 商工費	61,357	61,357		54,429		6,928
8	土木費	2 道路橋りょう費	80,515	80,515		80,515		
		4 都市計画費	54,000	54,000		26,750		27,250
10	教育費	2 小学校費	181,030	181,030		165,193		15,837
		3 中学校費	40,706	40,706		38,503		2,203
合 計			546,913	546,913		473,971		72,942

報告第 2 号

令和 5 年度八雲町下水道事業特別会計繰越明許費に係る
歳出予算の繰越について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、
令和 5 年度八雲町下水道事業特別会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越につ
いて、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

別紙

令和5年度八雲町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						調定 未済額	調定済 未収入額	
2 施設費	1 施設整備費	公共下水道下水処理場改築更新事業	353,000	353,000		336,700		16,300
		熊石地区特定環境保全公共下水道下水処理場改築更新事業	161,000	161,000		153,345		7,655
合 計			514,000	514,000		490,045		23,955

報告第 3 号

令和 5 年度八雲町農業集落排水事業特別会計繰越明許費に係る
歳出予算の繰越について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、
令和 5 年度八雲町農業集落排水事業特別会計繰越明許費に係る歳出予算の繰
越について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

令和5年度八雲町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						調定 未済額	調定済 未収入額	
1 総務費	1 総務管理費	農業集落排水施設 下水処理場改築更 新事業	26,290	26,290		24,945		1,345
合 計			26,290	26,290		24,945		1,345

